

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年12月27日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第4（第10条、第12条関係）				別表第4（第10条、第12条関係）			
広域支部の名称等				広域支部の名称等			
名 称	所管区域	構成地方支部		名 称	所管区域	構成地方支部	
岩手県災害対策本部盛岡広域支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	[略]		岩手県災害対策本部盛岡広域支部	盛岡市 八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡	[略]	
[略]				[略]			
別表第5（第15条、第17条関係）				別表第5（第15条、第17条関係）			
地方支部の名称等				地方支部の名称等			
名 称	所管区域	構成機関又は組織		名 称	所管区域	構成機関又は組織	
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	[略]		岩手県災害対策本部盛岡地方支部	盛岡市 八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡	[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。